

第3弾「大船渡市プレミアム付商品券」発行事業の概要

目的	物価高騰等による市内事業者や市民生活への影響を緩和し、消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券を発行する。
商品券名	大船渡市プレミアム付商品券
発行総額	238,000,000円（プレミアム分40%、68,000,000円を含む）
発行冊数	34,000セット
販売価格	1セット 5,000円（500円券14枚、7,000円分の商品券入り）
1セットあたり券の種類	専用券（小規模店舗専用） 7枚 共通券（大型店・小規模店舗共通） 7枚
販売期間	令和6年3月27日（水）～令和6年4月22日（月）
販売場所	販売日時・場所は調整中
購入限度	市内居住者（1人あたり1セットまで購入可能）
購入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広報大船渡3月号の購入整理券に世帯分の購入希望セット数、住所、氏名（購入を希望する世帯員全員分）、電話番号を記入の上、販売場所に持参し、現金と引き換えにプレミアム付商品券を購入する。 ・購入整理券は1回限り使用。世帯人数分をまとめて購入いただく ・代理人の購入も可能 ・上記販売期間において販売残が生じた場合は、上記販売時に購入整理券の追加販売用の所定欄に購入希望セット数を記入して提出した世帯を対象に、追加販売を実施する場合がある。
商品券が使用できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・出資や債務・公共料金の支払い ・有価証券、金券、宝くじ、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、クオカード、バスカード、電子マネーのチャージ等の換金性の高いものの購入 ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（たばこ事業法により小売定価以外による販売禁止のため） ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入 ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い ・現金との換金、金融機関への預け入れ ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ・その他この商品券の趣旨にそぐわないもの

裏面もご確認ください

<p>専用券 (小規模店舗専用) 加盟店 の登録要件</p>	<p>中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に店舗等を有する事業者(法人・個人)</p> <p>なお、一の建物において、小売業を行うための店舗の用に供される面積が500㎡を超える場合、登録できないものとする。</p> <p>ただし、店舗面積が500㎡を超える場合であっても、店舗内の区域を明確に分けたうえで、複数の事業者が利用する場合、一の事業者が店舗として利用する面積が500㎡以下であれば、登録を可能とする。</p> <p>また、屋内施設と屋外施設を一体として小売業を行う場合、屋内施設の面積のみとし、屋外施設は含めないこととする。</p>
<p>共通券 (大型店・小規模店舗共通) 加盟店 の登録要件</p>	<p>市内に店舗等を有する専用券加盟店の登録要件を満たさない事業者(法人・個人)</p>
<p>有効期限</p>	<p>令和6年9月1日(日)まで</p>
<p>換金期限</p>	<p>令和6年9月30日(月)まで</p>
<p>券の換金</p>	<p>手数料無料</p>
<p>その他</p>	<p>加盟店は、独自(のぼり、チラシなど)PRに努めていただきますとともに、消費喚起を図るための各種サービスの実施をご検討ください。</p>